

1.	かぜ薬は、かぜの諸症状の緩和のほか、ウイルスの増殖抑制や体内からの除去を目的として使用される医薬品の総称である。
2.	エテンザミドは、水痘（水疱瘡）又はインフルエンザにかかっている15歳未満の小児に対しては使用を避ける必要がある。
3.	抗ヒスタミン成分を主薬とする催眠鎮静薬は、睡眠改善薬として一時的な睡眠障害の緩和に用いられる。
4.	ノスカピンは、麻薬性鎮咳成分とも呼ばれ、長期連用や大量摂取によって多幸感が現れることがあり、薬物依存につながるおそれがある。
5.	消化を助け、胃もたれを改善し、胃をすっきりさせる効果を主とする製剤は、食間や就寝前の服用のものが多い。
6.	ババペリン塩酸塩は、消化管の平滑筋に直接働いて胃腸の痙攣を鎮める作用を示すとされる。
7.	グアイフェネシンは、粘液成分の含量比を調整し痰の切れをよくする作用を示す。
8.	インドメタシンは、非ステロイド性抗炎症薬である。
9.	一般点眼薬は、涙液成分を補うことを目的とするもので、目の疲れや乾き、コンタクトレンズ装着時の不快感等に用いられる。
10.	カルボシステインは、痰の中の粘性タンパク質を溶解・低分子化して粘性を減少させる。
11.	ケトチフェンフマル酸塩は、くしゃみや鼻汁等の症状を緩和する作用を示す
12.	ヒマシ油は、止瀉成分である
13.	アズレンスルホン酸ナトリウム（水溶性アズレン）は、口腔内や喉に付着した細菌等の微生物を死滅させたり、その増殖を抑えることを目的として、用いられる。
14.	ベルベリン塩化物は、細菌感染による下痢の症状を鎮めることを目的として用いられる。
15.	イソプロパノールは、ウイルスに対する不活性効果がエタノールよりも高い。
16.	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは、塩素臭や刺激性、金属腐食性が比較的抑えられており、プール等の大型設備の殺菌・消毒に用いられることが多い。
17.	コレステロールは、胆汁酸や副腎皮質ホルモン等の生理活性物質の産生に重要な物質であり、コレステロールの産生及び代謝は、主として肝臓で行われる。
18.	鉄欠乏性貧血を予防するため、貧血の症状がみられる以前から継続的に貧血用薬を使用することが適当である。
19.	プレドニゾロン酢酸エステルはステロイド性抗炎症成分である。
20.	ポビドンヨードが配合された含嗽薬は、その使用によって銀を含有する歯科材料（義歯等）を変色させることがある。
21.	一般的に、点眼薬の1滴の薬液量は、結膜囊の容積より少ない。
22.	イブプロフェンピコノールは、にきび治療薬に用いられるが、外用での鎮痛作用はほとんど期待されない。
23.	一般用医薬品に用いることが出来る漢方処方製剤においては、「しぼり」（使用制限）という漢方の専門用語を使用することを避け、「証」として記載が行われている。
24.	アセトアミノフェンは、主として中枢作用によって解熱・鎮痛をもたらすため、末梢における抗炎症作用は期待できない。
25.	カフェインの眠気防止に関連しない作用として、腎臓におけるナトリウムイオン（同時に水分）の再吸収促進作用があり、尿量の増加（利尿）をもたらす。
26.	バシトラシンは、細菌のDNA合成を阻害することにより抗菌作用を示す。
27.	ステロイド性抗炎症成分は、副腎皮質ホルモン（ステロイドホルモン）と同様の化学構造（ステロイド骨格）を持つ化合物として、抗炎症作用をもたらす。
28.	アセトアミノフェンは、15歳未満の小児に対しては、いかなる場合も一般用医薬品として使用してはならない。
29.	スコボラミン臭化水素酸塩水和物は、肝臓で速やかに代謝されるため、抗ヒスタミン成分と比べて作用の持続時間は短い。
30.	クロルヘキシジン塩酸塩は、炎症を生じた粘膜組織の修復を促す作用を期待して用いられる。
31.	カイニン酸は、回虫に痙攣を起こさせる作用を示し、虫体を排便とともに排出させることを目的として用いられる。
32.	小児鎮静薬は、身体的な問題がなく生じる夜泣き、ひきつけ、疳の虫等の症状については、症状が治まるまでは保護者側の安眠等を図ることを優先して小児鎮静薬を使用することは適すとされている。
33.	酸化マグネシウムは、腸内容物の浸透圧をさげることにより、糞便中の水分量を増やす作用がある。
34.	口腔内が酸性になるとニコチンの吸収が促進されるため、コーヒーなど口腔内を酸性にする食品を摂取した後しばらくは使用を避ける
35.	うつ病と診断されたことのある人では、禁煙時の離脱症状により、うつ症状を悪化させることがあるため、禁煙補助

	剤の使用を避ける必要がある。
36.	ピサコジルを含む腸溶性製剤は、胃内でピサコジルが溶け出すおそれがあるため、服用後1時間以内は牛乳の摂取を避けることとされている。
37.	ジフェンヒドラミン塩酸塩は、濫用をした場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがある指定濫用防止医薬品である。
38.	ヘパリン類似物質は、患部局所の血行を促す目的で用いられるほか、抗炎症作用や保湿作用も期待される。
39.	ピロールニトリンは、菌の呼吸や代謝を妨げることにより、皮膚糸状菌の増殖を抑える。
40.	リボフラビンの摂取によって尿が黄色くなった場合、直ちに使用を中止する必要がある。
41.	鉄製剤を服用すると、便が黒くなることもある。
42.	一般用医薬品の駆虫薬が対象とする寄生虫は、回虫、蟯虫及び条虫（いわゆるサナダ虫など）である。
43.	センソは、有効域が比較的狭い成分であり、1日用量中センソ5mgを超えて含有する医薬品は劇薬に指定されており、一般用医薬品では、1日用量が5mg以下となるよう用法・用量が定められている。
44.	効能・効果に「壮年性脱毛症」や「円形脱毛症」等の疾患名を掲げた製品の中には、医薬部外品として販売されているものもある。
45.	ビタミンDの欠乏症として、高カルシウム血症、異常石灰化が知られている。
46.	次亜塩素酸ナトリウムは、皮膚刺激性が弱く、手指・皮膚の消毒に適している。
47.	ロラタジンとは、肥満細胞から遊離したヒスタミンが受容体と反応するのを妨げることにより、ヒスタミンの働きを抑える作用を示す。
48.	ベラドンナ総アルカロイドは、鼻腔内の刺激を伝達する交感神経系の働きを抑えることによって、鼻汁分泌やくしゃみを抑えることを目的として配合される。
49.	ハエの防除の基本は、ウジの防除であり、ウジの防除法としては、通常、有機リン系殺虫成分が配合された殺虫剤が用いられる。
50.	尿糖検査の場合、原則として早朝尿（起床直後の尿）を検体とし、尿タンパク検査の場合、食後2～3時間を目安に採尿を行う。

3章 ○×-4 こたえ

番号	解答	解説(×のみ)
1	×	かぜ薬は、ウイルスの増殖を抑えたり、体内から除去するものではない。「諸症状の緩和を図る対症療法薬」である。
2	○	
3	○	
4	×	ノスカピンは麻薬性ではなく、「非麻薬性」鎮咳成分。麻薬性鎮咳成分は「コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩」
5	×	食間や就寝前ではなく、「食後」
6	○	
7	×	グアイフェネシンではなく、「カルボシステイン」。グアイフェネシンは、「気道粘膜からの粘液の分泌を促進する」ことで痰の切れをよくする。
8	○	
9	×	一般点眼薬ではなく、「人工涙液」
10	○	
11	○	
12	×	ヒマシ油は、小腸の「瀉下」成分である
13	×	アズレンスルホン酸ナトリウム(水溶性アズレン)は、粘膜保護修復成分で、炎症を生じた粘膜組織の修復を促す。問題文の「細菌等の微生物を死滅させたり、その増殖を抑える」のは殺菌消毒成分。
14	○	
15	×	高いのではなく、「低い」
16	○	
17	×	膵臓ではなく、「肝臓」
18	×	
19	○	
20	○	
21	×	少ないのではなく、「多い」。
22	○	
23	×	「証」という漢方の専門用語を使用することを避け、「しぼり(使用制限)」として記載が行われている。
24	○	
25	×	再吸収促進ではなく、再吸収「抑制」
26	×	細菌のDNA合成を阻害するのではなく、細菌の「細胞壁の合成を阻害する」
27	○	
28	×	アセトアミノフェンは、15歳未満の小児にも使用できる。
29	○	
30	×	クロルヘキシジン塩酸塩は、殺菌消毒成分。
31	○	
32	×	小児鎮静薬を保護者側の安眠等を図ることを優先して使用することは「適当でない」。
33	×	浸透圧をさげるのではなく、「高める」
34	×	「促進される」ではなく、「低下」
35	○	
36	○	
37	○	
38	○	
39	○	
40	×	リボフラビンの摂取によって尿が黄色くなることがあるが、使用の中止を要する副作用等の異常ではない。
41	○	
42	×	一般用医薬品の駆虫薬が対象とする寄生虫は、「回虫と蟯虫」であり、条虫は対象ではない。
43	○	
44	×	壮年性脱毛症や円形脱毛症等の疾患名を掲げた効能・効果は、「医薬品においてのみ」認められている。
45	×	欠乏症ではなく、「過剰症」

46	×	皮膚刺激性が「強い」ため、人体の消毒には用いられない。
47	○	
48	×	交感神経系ではなく、「副交感神経系」
49	○	
50	×	尿タンパク検査の場合、原則として早朝尿（起床直後の尿）を検体とし、「尿糖」検査の場合、食後「1～2時間」を目安に採尿を行う。